

# 株式会社 IFFC

〒104 - 0041 東京都中央区新富 1-3-10 桑原ビル 2F  
TEL: 03-3552-6355 FAX: 03-3552-6356

## 『月刊 IFFC ニュースレター』東アジア版のサンプル

### ◆ 中国

#### 1) 保健食品生産許可管理方法について意見募集—SFDA(9/20)

SFDA は、「食品安全法」の徹底的な実施により、その施行条例が保健食品に対し厳格な管理監督を要求しているため、保健食品の生産許可管理を強化することを目的に、「保健食品生産許可管理方法案(意見募集稿)」を作成、意見を募集した(10月12日まで)。

\*実際のニュースレターには法案原文と要約が付きます。

#### 2) 保健食品命名規定の修正案について意見募集—SFDA(9/21)

SFDA の保健食品化粧品監督司は「保健食品命名規定」を改正した「保健食品命名規定(修正案)」、および「保健食品新機能製品の申告及び審査評論案(意見募集稿)」を公表、意見を募集した(10月8日まで)。

\*実際のニュースレターには法案原文と要約が付きます。

#### 3) 化学性肝損傷に対する保護機能評価方法改正案について意見募集

##### —SFDA(9/30)

SFDA は、「食品安全法」の徹底的な実施により、その施行条例が保健食品に対して厳格な監督管理を要求しているため、保健食品の認可をより厳しく管理し、保健食品認可の基準を高める。よって、化学性肝損傷に対する保護機能の評価方法を改正する。改正に対する意見募集は10月29日まで。

\*実際のニュースレターには改正案と原文と要約が付きます。

### ◆ 台湾

#### 1) グルタチオンが食品原料として使用可能となる予告、1 日摂取量および

##### び注意書き表示案を公表—衛生署(9/5)

台湾衛生署は、グルタチオンを食品原料として使用可能とする予告を公表し、下記の1日摂取量および注意書き表示案に対し、意見を求めた。

・1日摂取量: 250mg

# 株式会社 IFFC

〒104 - 0041 東京都中央区新富 1-3-10 桑原ビル 2F  
TEL:03-3552-6355 FAX: 03-3552-6356

・グルタチオン原料を使用した包装食品の注意書き表示:「グルタチオンにアレルギーのある方、妊婦、授乳中の方、乳幼児は食用を控えること」と中国語ではっきりと表示

## 2)グルタチオンの1日摂取量および注意書き表示案内容の改訂、即日

### 発効一衛生署(10/18)

9/5のグルタチオン公告内容を下記通り改訂(グルタチオンの由来を規定)、即日発効とした。

- ・原料グルタチオンはトルラ酵母を発酵製成させたもので、1日摂取量は250mg とする。
- ・グルタチオン原料を使用した包装食品の注意書き表示:「グルタチオンにアレルギーのある方、妊婦、授乳中の方、乳幼児は食用を控えること」と中国語ではっきりと表示

## 3)食品表示食品添加物「二炭酸ジメチル」の規格試験方法改訂の予告

### 一衛生署(10/28)

台湾衛生署は、食品衛生法で定められている食品添加物「二炭酸ジメチル」の試験方法を改訂することを予告、意見を求めた。改訂案は別紙参照。

\*実際のニュースレターには改訂案原文が付きます。

## ◆ 韓国

### 1)健康機能食品の基準および規格の一部改正予告—KFDA(9/28)

KFDA は、健康機能食品の基準および規格の一部改正を予告、改正案を公表した。主な改正内容は、下記通り。

- ・ 8種原料を規格基準型に追加、規格基準を新設: バナバ葉エキス、グアバ葉エキス、イチヨウ葉エキス、ミルクシスルエキス、月見草種子エキス、ホスファチジルセリン、テアニン、MSM

その他、最終製品の要件、試験法の改正など。

\*実際のニュースレターには改正案の要約が付きます。

### 2)栃木県産キノコ類を暫定輸入禁止措置—KFDA(11/7)

# 株式会社 IFFC

〒104 - 0041 東京都中央区新富 1-3-10 桑原ビル 2F  
TEL:03-3552-6355 FAX: 03-3552-6356

KFDA は11月7日から栃木県産キノコ類を暫定輸入禁止措置とした。これは、日本政府が摂取および出荷制限したことに対応したもの。

\*当ニュースレターはサンプルのため、ニュースの時期に幅がありますが、実際は月1回の配信となります。

\*当ニュースレターはサンプルですが、内容は実際のニュースです